

## 次期計画の策定について

## 1 計画の位置づけと期間

計画名	第5期吹田市障がい者計画	吹田市障がい者支援プラン (第8期吹田市障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画)
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法、児童福祉法
計画期間	令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）	令和9年度（2027年度）から 令和11年度（2029年度）
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービス種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

## 2 次期計画策定に向けてのスケジュール

別紙 資料5-1のとおり

## 3 計画策定に向けたアンケートについて

別紙 資料5-2、資料6-1、資料6-2のとおり